

昭和六十三年政令第二十五号

集落地域整備法施行令

内閣は、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十号）第二条第二項、第四条第五項、第五条第三項及び第四項、第六条第一項、第九条第三項並びに第十二条、同法第七条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項及び第三項並びに集落地域整備法第十二条において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第一百二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条 集落地域整備法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、绿地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設とする。

（集落地区施設）

第二条 削除
（集落地区施設）

法第五条第三項の政令で定める施設は、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第四条第六項に規定する都市計画施設（第七条第一号において「都市計画施設」という。）以外の施設である道路又は公園、绿地、広場その他の公共空地とする。

（集落地区整備計画において定める建築物等に関する事項）

法第五条第五項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設等からみて、一体としてその集落地域の特性にふさわしい様相を備えた良好な環境の区域を整備し、又は保全するため必要がある場合における建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限又は垣若しくは柵の構造の制限とする。

（届出をする行為）

法第六条第一項各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

（届出をする行為）

一 集落地区計画において用途の制限が定められ、又は用途に応じて建築物その他の工作物（以下この条、次条及び第八条において「建築物等」という。）に関する制限が定められている土地の区域、建築物等の用途の変更（用途変更後の建築物等が集落地区計画において定められた用途の制限又は用途に応じた建築物等に関する制限に適合しないこととなる場合に限る。）

（集落地区計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更）

三 集落地区計画において法第五条第五項第三号に掲げる事項が定められている土地の区域、木竹の伐採（通常の管理行為、轻易な行為その他の行為）

（通常の管理行為、轻易な行為その他の行為）

第六条 法第六条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

（変更）

一 次に掲げる土地の区画形質の変更
イ 建築物等で仮設のもの的新築、改築又は増築

（変更）

ロ 既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更
ハ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

（変更）

二 次に掲げる建築物等の新築、改築又は増築（前号イに掲げる建築物等の新築、改築又は増築

（変更）

ロ 屋外広告物で表示面積が一平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築

（変更）

二 建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の中線系（その支持物を含む。）、旗ざおその他これらに類する工作物の新築、改築又は増築

（変更）

木 農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物等の新築、改築又は増築

三次に掲げる建築物等の用途の変更

イ 第一号イに掲げる建築物等の用途の変更
ロ 建築物等の用途を前号ホに掲げるものとする建築物等の用途の変更

四 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
イ 次に掲げる木竹の伐採
ロ 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

七 法第六条第一項第四号の都市計画事業の施行として行う行為として行う行為（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

一 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）による土地区画整理事業の施行として行う行為）

二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）による土地区画整理事業の施行として行う行為（法第六条第一項第五号の政令で定める行為）

三 法第六条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

四 都市計画法第四十三条第一項の許可を要する建築物等の新築、改築又は用途の変更で、当該建築物等について集落地区計画において用途の制限のみが定められているもの

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認又は同法第十八条第二項の通知を要する建築物等の新築、改築若しくは増築又は用途の変更で、当該建築物等又はその敷地について集落地区計画において定められている内容のすべてが同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で制限として定められているもの

六 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為（都市計画法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で集落地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもののうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの）

七 都市計画法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で集落地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの）

八 都市計画法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で集落地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの）

九 市町村は、法第七条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定により集落地農業振興地域整備計画の変更をしようとするときは、その理由を明らかにしてしなければならない。

（集落地農業振興地域整備計画に係る軽微な変更）

十 市町村が定めた集落地農業振興地域整備計画に係る法第七条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第四項の政令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

（協定の変更等）

十一 法第八条第一項の認定を受けた協定（以下この条において「協定」という。）に係る農用地所有者等は、協定において定めた事項について変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認定を受けなければならない。

法第九条第一項及び第二項の規定は、前項の認定について準用する。

市町村長は、次に掲げる場合には、法第八条第一項の認定を取り消すことができる。

一 協定の内容が法第八条第四項の規定に違反するもの又は法第九条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つた場合

二 協定の対象となる農用地の保全及び利用が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合

(読替規定)

第十二条 法第十二条の規定により農業振興地域の整備に関する法律及び土地改良法の規定を準用する場合においては、農業振興地域の整備に関する法律第十二条の三第一項及び第三項中「土地」とあるのは、「農用地」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる土地改良法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

第九十九条第二項

第九十九条第三項か第一項

前項

集落地域整備法第十二条第二項